

## 「ねむろ自然の番人宣言」調印式議事要旨

日 時：平成 20 年 2 月 1 日(金) 午後 2 時～3 時

場 所：中標津町総合文化会館「しるべつと」コミュニティーホール

調印者：

根室市長 長谷川 俊輔

別海町長 水沼 猛

中標津町長 西澤 雄一

標津町長 金澤 瑛

羅臼町長 脇 紀美夫

立会人：

北海道開発局釧路開発建設部長 上西 隆広

北海道根室支庁長 石井 直志

根室市議会議長 嶋津 隆之

根室支庁管内町村議会議長会会長 萬 和男

調印式の進行

### 1. 開 会

司会(別海町教育委員会 指導主幹 楠瀬 功)

ただ今から、「ねむろ自然の番人宣言」の調印式を開催いたします。

### 2. 経過説明

司会

それでは、今回、「ねむろ自然の番人宣言」の調印に至りました経過について、準備委員会の事務局からご説明します。

「ねむろ自然の番人宣言」準備委員会 事務局代表として、北海道根室支庁地域振興部環境生活課 坂上宏志課長から次のとおり経過説明が行われた。

根室支庁環境生活課長の坂上です。

「ねむろ自然の番人宣言」準備委員会の事務局を代表いたしまして、本日の宣言に至った経過についてご報告申し上げます。

根室支庁管内は雄大かつ貴重な自然に恵まれた地域です。

しかし、同時に、心ない人間による廃棄物の不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、その対応に苦慮しているのも事実です。

このため、1市4町の自治体を中心になって、根室管内において、地域住民が主体となった広域的な取り組みができないか検討を進めてきたところです。

平成18年12月には、同年4月に「自然の番人宣言」を行った釧路管内の取り組みについて勉強会を実施するとともに、各市や町の不法投棄の実態や課題などについての意見交換を行ったところです。

平成19年5月には管内廃棄物対策担当課長会議や釧根地域廃棄物不法処理戦略会議で議論が行われ、「根室管内においても、不法投棄やポイ捨てに対する広域的な取り組みが必要」という認識で一致し、以降、各市町の担当課長会議及びワーキンググループの会議を都合5回開催し、「ねむろ自然の番人宣言」について精力的に検討を進めてきました。

しかし、検討の過程におきましては、多くの問題もありました。

どうすれば、地域住民が主体となった取り組みになるか、どうすれば予算をかけずに効果的な取り組みになるか、どんなふうに広域的な連携を図るか、等々共通の認識に至るまで多くの時間を要したのも事実です。

こうした経過を経て、「ねむろ自然の番人宣言」の趣旨にご賛同いただくための関係団体への呼びかけを始める一方、昨年12月14日には準備委員会を開催し、準備委員会の委員長に、羅臼町の脇町長を選出し、宣言後の具体的活動内容や役割分担、本日の調印式に向けた準備を進めてきたところです。

なお、本日の調印後の推進委員会については、根室市の長谷川市長を委員長に選出しており、来年度以降については、1市4町で持ち回ることとしております。

この間、「ねむろ自然の番人宣言」の実現に向けてご努力いただいた関係者の皆様、そして、「ねむろ自然の番人宣言」の趣旨にご賛同いただき、本日ご出席いただいた関係行政機関、団体の皆様に心からお礼を申し上げ、経過報告とさせていただきます。

### 3. 宣言文朗読

司会

次に、本日調印を行います宣言文の朗読を行います。

お手元の次第に宣言文がございますので、そちらをご覧ください。

それでは「ねむろ自然の番人宣言」準備委員長であります、羅臼町の脇 紀美夫町長よりご披露いたします。

「ねむろ自然の番人宣言」準備委員会 委員長である羅臼町 脇紀美夫町長による宣言文の朗読が行われた。

#### 4. 調 印

司会

それでは、これより調印をとり行います。

最初に、調印の流れをご説明いたします。

まず初めに、ステージ下にあります調印席におきまして、調印者であります根室市長、別海町長、中標津町長、標津町長、羅臼町長により署名、押印を行い、その後、立会人のご署名を頂きます。

その後、調印者に立会人代表から、調印書をそれぞれ1部ずつお渡し願いたいと存じます。

なお、お手元の次第に調印内容がございますので、ご来席の皆様は、そちらをご参照いただきたいと存じます。

それでは、調印を行います。

調印者であります根室市長、別海町長、中標津町長、標津町長、羅臼町長は、調印席へお進みいただくようお願いいたします。

5部の調印書に調印者によって署名、押印が行われた。

#### 5. 立会人署名

司会

続きまして、立会人の皆様にご署名をいただきたいと存じます。

釧路開発建設部長 上西 隆広 様、北海道根室支庁長 石井 直志 様、根室市議会議長 嶋津 隆之 様、根室支庁管内町村議会議長会会長 萬 和男 様、調印席にお進みいただくようお願いいたします。

5部の調印書に立会人によって署名が行われた。

## 6. 立会人から調印書の贈呈

司会

それでは、調印者をご自分の席の前に、ご移動願います。

ここで立会人を代表しまして、釧路開発建設部長の上西 隆広 様より調印書をお渡ししたいと思います。上西様はステージ前方中央にお進みくださいますようお願いいたします。

立会人を代表して、北海道開発局釧路開発建設部 上西隆広部長から調印書が調印者に贈呈された。

## 7. 調印書お披露目

司会

調印者は、ステージ中央にご移動願います。

調印者は調印書を開いて、客席に見えるようにお持ちください。

調印者により、調印書のお披露目が行われた。

## 8. 調印者挨拶

司会

これより調印者挨拶を行います。

調印者を代表しまして「ねむろ自然の番人宣言」推進委員長となります、長谷川 俊輔 根室市長よりご挨拶申し上げます。

「ねむろ自然の番人宣言」推進委員会 委員長として根室市 長谷川俊輔市長から以下の通り挨拶があった。

根室市長の長谷川でございます。

「ねむろ自然の番人宣言」調印に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、「ねむろ自然の番人宣言」調印式に、根室支庁管内をはじめ、関係行政機関、団体から、多くの皆様の御列席をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、大変お忙しい中、

釧路開発建設部長、上西 隆広 様、根室支庁長、石井 直志 様、根室市議会議長、嶋津 隆之 様、根室支庁管内町村議会議長会会長、萬 和男 様に、調印の立会人として御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、当根室管内は、知床自然遺産やラムサール登録湿地に代表されるように全国的にたぐい希な自然景観に恵まれております。しかし、一方で、廃棄物の不法投棄、ゴミのポイ捨ては、依然として後を絶たず、大変悩ましい課題となっております。

こうした中、根室支庁管内において、ひとつひとつの自治体が単独で取り組むだけでなく、広域的に連携した取り組みができないか、議論、検討を積み上げて参りました。

「ねむろ自然の番人宣言」は、根室支庁管内の貴重かつ雄大な自然環境を、廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどから守るため、根室管内に住む地域住民自らが「自然の番人」として立ち上がり、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的に宣言したものでございます。

ただし、これは、私共1市4町の行政の取り組みだけで達成できるものではありません。いかに多くの方々に、ご賛同をいただき、ともに同じベクトルに向かって進んでいけるかが重要です。

このことから、準備委員会の活動として、多方面の皆様にお声かけをさせていただいたところ、89団体の皆様の賛同をいただき、あらためまして感謝申し上げます。

さて、「ねむろ自然の番人宣言」は、大きく4本の柱により成り立っています。

まず1点目は、「自らを律すること」であります。

自分たち一人一人が「自然の番人」となり、不法投棄・ポイ捨てについて、「しない・させない・ゆるさない」という気持ちを強く持つことであります。

そのため、私共1市4町としましては、啓発を中心とした取り組みをして参ります。また、これまでも行っている一斉清掃事業等を、自然の番人の冠のもとに実施して参ります。

こうした取り組みを通じ「自然の番人」という言葉を、管内の少しでも多くの方が目にし、耳にする、そんな状況を作り上げて、気運の醸成に努めて参りたいと考えております。

次に、2点目としましては、「勇氣ある対処」であります。

重要なのは、根室支庁管内であれば、「どこに捨てても厳しい対応が待っている」という意識づけであります。

私共1市4町としましては、そうした面から、従前からの監視・パトロールの一層の強化に加え「勇氣ある対処」をしていただいた皆様の「通報の受け皿」としての役割を果たして参り

たいと考えております。

皆様方の監視の目が厳しくなることで、不法投棄やポイ捨ての減少につながっていくものと考えております。

また、今回、取締機関の皆様にも、ご賛同いただいております。

従前から、悪質事案を中心にご尽力いただいているところですが、この宣言を機会に、行政側としても精一杯の協力をして参りたいと考えておりますので、一層の取り締まり強化につきましてよろしくをお願いします。

次に、3点目としましては、「環境教育の充実」であります。

とりわけ、将来を担う子供達に対する環境教育は大変重要であります。

私共は、釧路版同様、子供達に親しみやすい桃太郎のキャラクターと「ポイ捨て、不法投棄の鬼退治」というキャッチフレーズを用意しました。

2月3日は節分の日、鬼退治の日であります。この機会に、ご両親とお子様で、「ポイ捨て・不法投棄の鬼退治」についても話し合ってくださいことで、子供達にも将来の「自然の番人」になっていただくきっかけづくりとなりますよう期待するものであります。

また、ご賛同頂いた機関の皆様には、環境教育や環境配慮のため、既に町内会その他各地域に根付いた活動をされたり、社内教育に取り組んでいる方々も多数いらっしゃると思います。こうした活動の中に、「自然の番人」という思想も加えて活動の輪を広げていただければ大変ありがたいと考えております。

第4には、圏域外への普及であります。

これは、中長期的課題でありまして、当面は、根室支庁管内の足場固めを行うことが大事と考えておりますが、やがては、他の地域へも、この思想が波及し、広く北海道内に普及していくことを期待するものであります。

「ねむろ自然の番人宣言」に伴う取組みの主眼は「思想の普及」であります。

これは、取り組んですぐに成果の出るものではなく、息の長い取り組みが必要と考えております。

本日、御出席の皆様方とともに、ポイ捨て・不法投棄ゼロに向けた第1歩を踏み出したものと考えておりますが、これを契機に、根室支庁管内の一人でも多くの方が、「自然の番人」となって、豊かな自然を守る活動の輪が広がっていきますよう、積極的に活動することをお誓い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

## 9. 立会人からの祝辞

司会

続いて、調印立会人を代表してお二方からご祝辞をいただきます。

はじめに、釧路開発建設部長 上西 隆広 様、よろしく申し上げます。

北海道開発局釧路開発建設部 上西隆広部長から次のとおり祝辞の披露があった。

本日は、「ねむろ自然の番人宣言」調印式の立会人としてご案内いただき、御礼を申し上げますとともに、本日、晴れて調印されましたことを、まず、お喜び申し上げます。

根室圏域は、知床世界自然遺産地域を始め、ラムサール条約登録湿地など貴重且つ雄大な大自然に抱かれた、安全、安心な食糧の供給基地であります。

この豊かな自然を後世に残し、守り育て、食の安全安心、東北北海道のブランドを育てていくことも、私ども、この地域に係わりあるものとして重要な責任でございます。

しかし、残念ながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじり、環境に負荷を与える、不法投棄、ポイ捨てなどの行為が、後を絶たないというのも周知の事実であります。

釧路開発建設部におきましても、廃棄物の不法投棄に対する河川巡視活動や道路パトロール等により監視を凶っているところですが、不法投棄に対し、さらに監視を強化し、不法投棄の根絶に対して、啓蒙を努めて参りたいと考えております。

釧路地域に続き、根室地域において自然の番人宣言が発足されましたことは、誠に大きな意義を持つものでございます。

釧路開発建設部としましても、職員はもとより、関係事業者等に広く啓蒙、普及を図り、大自然を守り育て、この広大な食料供給基地の更なるイメージアップ、ブランド化への貢献を図りたいと考えております。

皆様の活躍にご期待を申し上げて、本日のお祝いの言葉とさせていただきます。

おめでとうございました。

司会

ありがとうございました。

続きまして、北海道根室支庁長、石井直志（いしい なおし）様、よろしく申し上げます。

北海道根室支庁 石井直志支庁長から次のとおり祝辞の披露があった。

この調印に向けましては、私ども根室支庁といたしましても、事務局にも参加させていただき

まして、この日を目指して、関係する皆様と一緒に頑張って取り組んできたところでもあります。

本日はこのような穏やかな天候の中で、この日を迎えることが出来たことを、大変うれしく思っております。

この日のために、これまでご尽力いただきました、準備委員会の脇委員長様、大変ありがとうございます。

また、それぞれの1市4町、関係者の皆様、さらには本日お集まりのご賛同いただきました管内の89団体の皆様大変ありがとうございます。

言うまでもなく、当根室管内は大変希少な自然環境がございます。しかもそれが私どもの生活の身近に始まっているわけでありまして、管内全体は、そういった意味では北海道の中でも、わが国の中でも、特徴のある優れた自然環境だと思っております。

こういった大切な自然環境、やはり私どもは次の世代に確実につないでいく必要がある。これが何よりも大切であると考えております。

しかしながら、先ほども色々とお話がありましたけれども、全道各地では廃棄物の不法投棄が後を絶たないといった状況でありまして、循環型社会を形成していく上で、大きな影を落としているという実態もあると思っております。

こういった状況の中で、自然環境をポイ捨て、不法投棄から守るために、本日、多くの皆様方のご賛同の下で、この番人宣言が調印されたことは大変意義があるものと考えております。

私ども道におきましても、関係機関と連携してヘリコプターによる空からの監視、あるいは、情報提供を受けるためのフリーダイヤル「産廃110番」の設置など、不法投棄対策の強化を図ってきているところでございます。

しかし、こういった行政機関の取り組み、また、取り締まり機関の取り組みは、何はあっても地域の皆様のご理解、そして通報も含めたご協力があってこそ、その効果が発現するものであります。

こういったことから、本日の「ねむろ自然の番人宣言」を経まして、今後も地域におきまして、一つはポイ捨て、そして不法投棄問題に対する意識がさらに高まっていく、そして、環境保全についての取組みがそれぞれのお立場で推進されることが、やはり大きく期待されているものと考えております。

本日の調印式が契機となりまして、管内の豊かな自然が将来に引き継がれていくように地域が一体となった取組みが進められることをご祈念申し上げて、簡単ではありますがご挨拶いたします。

本日はおめでとうでございます。



## 10. その他

### 司会

それでは、本日調印されました「ねむろ自然の番人宣言」に伴う、今後の活動に関する留意点について、推進委員会の事務局からご連絡します。

根室市市民福祉部市民環境課 菊地幹夫課長から次のとおり説明があった。

推進委員会の事務局を担当することとなりました根室市市民環境課長の菊地です。

本日、「ねむろ自然の番人宣言」が、多くの賛同団体の皆様の立ち会いの下に調印されたところですが、今後の具体的活動につきまして、事務局からご説明申し上げます。

まず、1市4町の行政機関におきましては、「自然の番人」の冠の下に、既存の取り組みも含め、車両ステッカー・ポスターなどの啓発資材などを活用した積極的な普及啓発に努めて参ります。

また、通報の受入体制を統一化することにより、広域的な不法投棄やポイ捨ての抑止に努めて参ります。

また、行政機関だけの取り組みではなく、民間事業者や地域の団体においても、積極的に取り組んでいただくよう呼びかけ、また、賛同団体の拡充に努めて参ります。

「ねむろ自然の番人宣言」を行いたいという希望のある事業者や団体につきましては、所在地の市役所、役場に担当窓口がございます。ここに申し出て頂くと、認定書が交付されます。

宣言を行った事業所、団体は積極的に社内教育やボランティア活動などに取り組んでいただくこととなりますが、その活動内容を毎年ご報告いただき、「ねむろ自然の番人宣言」のホームページで紹介又は公表して参ります。

また、「ねむろ自然の番人宣言」では、環境教育を重点に取り組むこととしております。

美しい自然環境を後世に責任を持って引き継いでいくためには、次代を担う子供たちの環境教育が必要不可欠です。

このため、管内の教育委員会や小中学校校長会などの関係機関のご協力をいただき、啓発資材の配布・説明をいただくなど、積極的な環境教育に取り組んで参ります。

次に、経過報告でも触れましたが、釧路管内では既に400を超える事業者が自然の番人宣言を行っていただいております。この中には、根室管内の事業者もいらっしゃいます。

今回、宣言を行ったことで、新たに宣言を行いたいという事業者におかれましては、気軽に関係窓口へ申し出て頂きますと、新たな宣言の事業所として登録されることとなっております。

根室管内における活動が多く事業者や団体の皆様に活躍頂けるよう、本日もご出席いただいた

賛同団体の皆様には、是非、傘下の事業所、団体が積極的に宣言を行って頂くようお願い申し上げて、事務局からの説明と致します。よろしく申し上げます。

## 11. 閉 会

### 司会

以上をもちまして、「ねむろ自然の番人宣言」調印式を終了致します。

本日は誠にありがとうございました。